

令和 7 年度（2025 年度）沖縄県地域おこし協力隊支援業務企画提案公募要領

1 業務概要

(1) 事業目的及び事業内容

「地域おこし協力隊」（以下「隊員」という。）は、地方自治体が都市住民を受け入れ、一定期間以上、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図ることを目的とした制度である。

沖縄県内においては、現在 60 名を超える地域おこし協力隊員が活動を行っており、地域おこし協力隊としての任期を終えた元隊員の定住も徐々に増えているところである。

県では、隊員が地域と信頼関係を築きながら地域活動に従事し、任期終了後も引き続き地域の担い手として活躍できるよう隊員や自治体職員向けの研修事業を実施するとともに県内に定住した協力隊経験者相互の連携体制の構築を図られるよう支援する。

※業務の詳細は、別紙「企画提案仕様書」を御覧下さい。

(2) 事業期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 14 日まで

(3) 提案額 9,000 千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

※当該提案額は、企画提案のために掲示する金額であり、契約金額ではない。

(4) 提案内容の要件 別紙「企画提案仕様書」のとおり

2 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（注）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。

(5) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 今回の委託業務を遂行するために必要な知識、技術及び調査研究の実績等を有する者。
- (10) 個人情報の取扱いに係る業務を受託するに当たって、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するための業務の実施体制を確保できること。
- (11) 沖縄県内に本店又は支店を有するものであり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (12) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。
 - ウ 全ての構成員が応募資格(1)から(10)までの要件を満たし、代表する法人が応募資格(11)の要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

3 応募の手続き（スケジュール）

- (1) 質疑応答
令和7年7月15日（火）12:00 まで
- (2) 企画提案書提出期限
令和7年7月25日（金）17:00 まで
- (3) 一次審査（書類審査）
令和7年7月28日（月）
- (4) 二次審査（企画提案プレゼンテーション）
予定日：令和7年7月31日（木）午後 ※詳細は後日通知します。
- (5) 委託業者決定及び通知
予定日：令和7年8月5日（火）午後

4 応募方法など

下記の(1)及び(2)に掲げる書類を作成し、期日までに提出すること。なお、代表者印の押印は省略して構わない。

- (1) 応募申請書類等の提出
 - ア 提出期限 令和7年7月22日（火）12時 必着
 - イ 提出様式
 - (ア) 企画提案応募申請書【様式1】
 - (イ) 会社概要表【様式2】

(注) 共同企業体で応募する場合は併せて【様式 9】共同企業構成書及び構成員ごとの【様式 2】会社概要表を提出すること。

ウ 提出方法 : メールにてデータ送付

エ 提出先アドレス :

沖縄県地域・離島課代表アドレス aa017035@pref.okinawa.lg.jp

(2) 企画提案書等の提出様式

ア 提出期限 令和 7 年 7 月 25 日 (金) 17 時 必着

イ 提出様式

(ア) 企画提案書【様式 3】

(イ) 積算書【様式 4】

(ウ) 事業計画【様式 5】

(エ) 実施体制【様式 6】

(オ) 実績書【様式 7】

(カ) 誓約書【様式 8】

(キ) 共同企業体構成書【様式 9】

※4(1) 応募申請書提出時に提出した場合は不要です。

(ク) 共同企業体協定書【様式 10】

ウ 提出方法

書類を紙にて 5 部提出

なお、ホッチキス止めや製本処理は行わないこと。

エ 提出先

提出場所 : 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県企画部地域・離島課 (県庁 7 階)

T E L : 098-866-2370

(注) 【様式 9】及び【様式 10】は、共同企業体で応募する場合のみ提出下さい。
共同企業体協定書の成立日付は申込み以前とし、構成員ごとに【様式 2】
会社概要表、【様式 7】実績書、【様式 8】誓約書を作成願います。

5 企画提案書等の作成について

企画提案書は原則として、A 4 版横・片面・20 ページ以内、上綴りとする。また、企画提案書の記載にあたっては、提案内容の理解を容易にするためにイラスト、イメージ図等を使用し、仕様書を参照しながら次の各項目の記述を必須とする。

- (1) 提案概要
- (2) 業務の実施内容
- (3) 委託業務スケジュール（【様式5】事業計画に記載）
- (4) 委託業務の実施体制（【様式6】実施体制に記載）
- (5) 見積（【様式4】積算書に記載）

総額 9,000 千円（消費税及び地方消費税含む）の範囲内で見積もること。

※なお、金額は、企画提案のために設定した金額であり、必ずしも契約金額ではない。

積算の費目は次の内容で作成すること。

- ア 直接人件費
- イ 報償費
- ウ 旅費
- エ 使用料及び賃借料
- オ 消耗品費
- カ 印刷製本費
- キ 通信運搬費
- ク 一般管理費（（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内）
- ケ 消費税
- コ その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

6 質疑応答

質問は、【質問様式】により、メールで受け付ける。

- (1) メール送信後は、念のため電話連絡による受信確認を行うこと。

メール：aa017035@pref.okinawa.lg.jp

T E L：098-866-2370

- (2) 質問事項に対する回答は、地域・離島課ホームページに掲載する。
- (3) 受付期間：令和7年7月15日（火）12:00 まで

※回答は令和7年7月17日（木）までに行います。

7 企画提案書等の審査

沖縄県企画部内に設置する評価委員会において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。評価委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

- (1) 第一次審査（書面審査）

主に応募資格の確認等を行う。ただし、応募者が多数の場合は、一次審査において上位数社（3社以内）を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。なお、通知は、電子メール又は書面で行う。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

提案内容や経費等について、プレゼンテーション審査を行い、最も優れた提案者を選定する。なお、第二次審査の結果については、後日、電子メール又は書面にて通知する。

ア 予定日：令和7年7月31日（木）午後を予定

※開催日時等は後日通知

イ 各事業者の持ち時間は30分程度とし、15分をプレゼンテーション、15分程度を質疑応答時間とする。

ウ プレゼンテーションは、提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とします。（プロジェクター等は使用できません。）

8 審査基準

- (1) 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか。
- (2) 提案内容について、実施体制、実施方法、その他必要な項目に係る提案が具体的で実現可能性が高く、創意工夫を凝らした優れた提案となっているか。
- (3) 無理がなく合理的なスケジュールが提案されているか。
- (4) 類似事業の契約実績又は確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか。
- (5) 予算の範囲内において、適切に経費が見積もられているか。

9 その他

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約締結を保証するものではない。
- (3) 委託契約については、企画提案審査で最高順位の者と契約締結に向けて協議を行うが、提案内容全ての実施を保証するものではない。協議が整わなかったときは、改めて次点の者と協議を行うこととする。
- (4) 事業の実施にあたっては、県と実施計画に基づき随時協議しながら進めていくものとする。
- (5) 企画提案書等の作成に要する経費、参加申込みに要する経費は参加者の負担とし、提出物は返却しない。
- (6) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (7) 1事業者（又は1共同企業体）につき、企画提案は1件とする。
- (8) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過等については公表しない。
- (9) 委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。
- (10) 委託費の支払い条件
金額が確定したときに精算する。ただし、必要がある場合には、概算により一定の金額を交付することができる。
- (11) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれか

に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

【参考】 沖縄県財務規則第 101 条第 2 項（抜粋）

（契約保証金）

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあたっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

(5)から(9)まで略

(10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(11)から(12)まで略

10 業務所管課

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2（県庁 7 階）

沖縄県 企画部地域・離島課 地域振興班

T E L : 098-866-2370

メール : aa017035@pref.okinawa.lg.jp